

## 令和3年度 重点課題事項

令和3年度における各局の重点課題事項を設定しました。

昨年度に引き続き、コロナ禍において顕在化した課題に適切に対応するとともに、その経験をもとに新たな社会構造の変化に適応していけるよう、取組を進めます。

また、長年の総合的な取組によるまちの改善傾向をしっかりとした流れにするため、着実に推進すべき事項について、とりわけ組織横断的なマネジメントが必要なものを中心に確認しました。

※表中では「新型コロナウイルス感染症」を「コロナ」と表現しています。

	重点課題事項	コロナ 関連分
<b>危機管理安全局</b>		
1	新型コロナウイルス感染症にかかる取組	
	① 本市新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局として、国・県との連絡調整を担うとともに、各部局の取組状況を掌握し、対策本部員会議を運営する。	○
	② ホームページやSNS、屋外拡声器、広報車や地域での掲示による情報発信をはじめ、街頭での啓発活動を実施する。	○
	③ マスクの送り付け商法等の被害未然防止を図るため、市報、ホームページ及び各種講座等による広報・啓発を効果的に行い、また、行動自粛要請に伴う旅行等の契約解除などに係る相談を実施する。	○
2	地域防災力及び災害対応力の向上	
	① 災害対策本部運営のための情報システムを今年度本格運用するにあたり、出水期までに被害情報等の収集や庁内で情報共有するための研修を実施するとともに、防災訓練などで改善点の洗い出しを行い、より効率的で効果的なシステム運用の確立を図っていく。	○
	② 昨年度に引き続きコロナ禍での災害対策に万全を期す中で、「在宅避難」や「お知り合い避難」などの多様な避難行動について啓発するとともに、出水期までに避難所の収容状況の公表に取り組む。	
	③ 地域への情報伝達に関して、協体制度を構築していく中、地域課と連携し、様々な地域団体へ対象を広げ、地域防災力のさらなる向上を図る。また、新たな災害情報システムについては、年度内の導入に向けて着実に取組を進めていく。	
④ 備蓄品について、引き続きローリングストックによる適正管理を行うとともに、使用期限を迎えるものについても有効活用を図る。		
3	安全・安心なまちづくりに向けた取組の推進	
	① 街頭犯罪や特殊詐欺の認知件数をさらに減少させるため、犯罪種別に応じた戦略的な取組を行う。	
	② 自転車関連事故認知件数の減少に向け、事故の多い重点地区において地域と協働した取組を進める。また、交通事故全般の取組として、「第11次尼崎市交通安全計画」を策定する。	
③ 暴力団の排除に向けた実効性の高い取組を引き続き実施するとともに、地域団体等による暴力団排除活動に対しては、暴力団排除活動支援基金を活用した支援を行う。		
<b>総合政策局</b>		
4	新型コロナウイルス総合サポートセンターの運営を通じて見出された課題とその解決に向けた取組の庁内調整	
	① センターでの相談支援業務等を通じ、引き続き、感染症による社会経済情勢への影響等をきめ細かく分析し、庁内での情報共有を図る。	○
	② 感染症による影響等を踏まえた地域経済への支援、また、失業者へのきめ細かな就労支援等の取組の庁内調整を行う。	○
	③ より一層の市民サービスの向上と行政の効率化を実現するため、適宜、的確な庁内調整を行い、行政手続のワンストップ・ワンズオンリー化、また、業務改善プラットフォームの活用等を総務局と連携しながら推進する。	○

5	次期総合計画及び次期行財政改革計画の策定に向けた取組	
	① 次期総合計画の策定にあたり、議会との協議の場として、特別委員会の設置について調整を進める。特別委員会については、令和3年7月の設置を目途とし議会と調整を行う。	
	② 次期総合計画については、令和4年6月議会への議案提出を目指し、令和3年度中に素案を策定し、パブリックコメントを実施する。策定にあたっては、市民等と、より共感・共有ができるまちづくり構想と、その実現に向けたまちづくり基本計画の検討を進める。	
	③ 総合戦略についても、まち・ひと・しごと創生の観点から、総合計画のアクションプランとして一体的に検討を進める。	
	④ 令和4年度に、現在の行財政改革計画である「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」が計画期間末を迎えることから、次期行財政改革計画を見据え、現計画の点検及び計画案の作成に着手する。	
6	総合計画及び行財政構造改革の推進と戦略的な広報の実施	
	① これまでのコロナへの対応により得た経験や市民ニーズ等を踏まえながら、時宜に応じた政策調整を行うとともに、迅速でわかりやすい広報の徹底に努める。	○
	② 施策評価においては、前年度の振り返りに加えて、コロナへの対応から見出された個々の課題等についても評価を行い、その結果を予算編成方針に反映し、「ウィズコロナ」「ポストコロナ」を見据えた政策調整を行う。	○
	③ コロナの影響などによりこれまで財政状況を下支えしてきた堅調な税収の伸びが見込めないことや、社会保障に係る経費の伸びなどにより、今後も収支不足が見込まれることから、更なる行財政改革に取り組む。	
	④ 全庁的な情報発信力の強化を図るとともに、本市の多様な住宅地の特性を活かしたブランディングなどを掲げる「尼崎市住まいと暮らしのための計画」の取組に沿って、尼崎だから実現できる自分らしい暮らしぶりを効果的に発信していく。	
7	尼崎市文化ビジョン等の推進	
	① コロナ禍の中、Web環境を通じて文化・芸術・芸能の情報発信に努めるとともに、三密を避けながら文化事業を実施する。また新たに「アート@シビック・ロビー事業」を開始して、市民が身近なところで芸術作品に触れる機会を提供する。	○
	② 感染防止策を講じながら、昨年度に実施できなかった「尼子騷兵衛展」を開催するとともに、新たに「白髪一雄現代美術賞」を設けて全国へ尼崎の魅力・地域資源を発信し、市内外の人の交流や観光地域づくりの促進につなげる。	○
	③ 尼崎市総合文化センターについて、引き続き耐震補強等の整備内容の詳細や手法を検討するとともに、指定管理者制度の導入に向けた検討・調整を行う。	
8	さらなる協働・市民参画の取組の推進	
	① 地域資源情報共有サイトの運用により各主体間の情報共有や市民サービスの向上を図るとともに、地域発意の取組支援の視点を重視しながら、地域担当職員の育成や地域福祉活動専門員との連携を強化し、地域の実情や課題に臨機に対応していく。	○
	② 本市の協働に係る方向性を規定する「協働のまちづくりの基本方向～きょう Do ガイドライン～」の改訂に向けた取組を進めるとともに、市民提案制度の活用促進、指定管理者制度におけるパートナーシップを重視した運用を通じて、協働の取組の一層の推進を図る。	
	③ みんなの尼崎大学については、多様な人、活動のプラットフォーム、また、学びの中核的な機能が発揮できるよう、地域及び庁内と、より一層の協働・連携を図る。特に各地域課との連携においては、人権や福祉などのテーマを重視して意識して取り組む。	
9	人権・多文化共生施策の推進	
	① 外国人総合相談窓口を設置し、コロナ禍における外国籍住民のニーズの把握、相談、支援を行うとともに、今後の多文化共生施策につなげていく。	○
	② 「第4次男女共同参画計画」を策定する。	
	③ 阪神7市1町で4月6日に締結した「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」締結を機に、7市1町合同で取り組める性的マイノリティへの理解促進に向けた取組を検討する。	

資産統括局		
10	「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」の推進及び次期行財政改革計画の策定に向けた取組	
	① コロナによる影響を踏まえる中で市民ニーズに対応した迅速な予算措置を行う。収支不足への対応については、総合政策局と連携して構造改善の取組を行う。	○
	② 令和4年度将来負担の財政目標を見据え、引き続き計画的・戦略的な基金の積立・活用による市債の早期償還と、投資的事業の選択と集中を図るとともに、収益事業収入の繰入れルールの再検討を行う。	
	③ 令和5年度以降の次期行財政改革計画の策定にあたり、これまでの取組の評価、次期計画の骨格となる収支見通し・将来負担見通しの分析と財政規律・財政目標の設定等を行う。	
11	ファシリティマネジメントの推進	
	① 「方針1：圧縮と再編」では、コロナ禍の財政状況も見据え優先順位をつけ取組を推進する。また、公共施設マネジメントのこれまでの取組の検証を行うためWEBアンケートを実施する。	○
	② 「方針2：予防保全による長寿命化」では、施設の改修工事等を行うとともに、公共施設保全マニュアル等を活用した定期点検の実施、保全システムを活用した工事履歴やアスベスト調査結果等の保全情報の一元化を図る。	
	③ 「方針3：効率的・効果的な運営」では、LED化等を通じた電気料金のさらなる抑制、見積合せ等を通じた都市ガス料金抑制の取組を進める。	
12	大規模市有地の有効活用	
	① 大庄西中学校跡地及び南ノロ公園の活用については、「大庄《未来につなぐ》まちづくりワークショップ」で取りまとめられた意見を踏まえた土地利用方針を策定し、関係局と連携して取組を進める。	
	② 旧尼崎養護学校跡地の活用については、兵庫県教育委員会からの要請を受け、県立芦屋特別支援学校の狭隘化対策等のため、阪神南地域新設特別支援学校の建設用地として有償で提供する。	
13	市税収入率の向上等	
	① コロナ禍における市税収入の状況を定期的に把握し、財政部門と共有を図るとともに、コロナ対応に関する税情報の発信、窓口の混雑対策、納付が困難な方への丁寧な対応などを実施する。	○
	② 現年課税分に係る徴収体制の強化、悪質な滞納者に対する捜索の実施などにより、「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」中間総括で定めた令和4年度個人市民税の収入率95%の達成に向け、引き続き取組を進める。	
総務局		
14	行政手続のオンライン化の推進及びおくやみコーナーの設置	
	① 行政手続のオンライン化にあたっては効果の高い手続を優先し、10月から段階的に導入を進め、本庁等市民課窓口における証明書等発行業務の一部手続については、令和4年1月からの実施を目指す。また、オンライン化の基盤を西宮市と共同で調達し、手続の共同化も検討していく。	○
	② オンライン申請の前提となるマイナンバーカードについては、兵庫県の平均交付率を上回ることを目標として、更なる普及促進に努める。(交付窓口の土曜開庁の継続等)	○
	③ 市民の死亡に際し遺族等が行う手続について、ワンストップサービスによる負担軽減を図るため、「おくやみコーナー」を設置する。	
15	内部統制に関する取組	
	① 令和3年度中の内部統制に関する方針の公表に向けて、統制制度の全体像を整理し、評価手法を検討する。	
	② とりわけ、委託事業のリスク管理については、C00会議を活用して詳細を検討する。	
16	(仮称) 尼崎市公文書管理条例の制定等に関する取組	
	① 「(仮称) 尼崎市公文書管理条例」を令和4年2月議会に提出するための取組を進める。	
	② 公文書管理制度審議会での審議内容を市民に情報発信するとともに、歴史的公文書の管理を含めた新たな公文書管理制度を適切に運用するための仕組み等を構築する。	
	③ 構築した仕組みを運用するため、文書事務を見直すとともに、職員の文書作成能力の向上に取り組む。	

17	職員の資質向上と働き方改革の推進	
	①	人材育成基本方針である「はたらきガイド」の理念に基づき、人事評価制度の効果的な運用、各種研修の充実を図る。とりわけ、コンピテンシー（望ましい行動事例）の更なる浸透・活用に加え、管理職（部課長級）のコンピテンシーの見直しに取り組む。
	②	法務能力向上研修を実施するなど、職員として必要な法務能力育成に向けた取組を進めるとともに、職員が主体的な成長に努めていけるよう自己啓発を奨励する風土の醸成を図る。
	③	外郭団体との人事交流についてはこれまでの検証を行い、双方の人材育成に資する仕組みづくりを進める。
	④	「尼崎市特定事業主行動計画 2020」に基づき、全ての職員がワークライフバランスを実現できるよう、超過勤務の縮減など職員の働き方改革に向けた取組を推進する。
		○
18	尼崎市債権管理推進計画の推進	
	①	滞納者に対する催告業務の弁護士法人委託について、住宅家賃以外の私債権へと拡大し、滞納整理を行ってきた事案の進展を図るとともに、これまでの取組を検証し、収入未済額の整理が進んでいない債権について、より効果的な整理手法を検討する。
	②	滞納整理が進展しない事案について、尼崎市債権管理条例の債権放棄の要件に該当するものを整理するとともに、みなし債権放棄の適用が令和3年度末で終了することから、対象となる事案について手続を進める。
19	低入札価格調査制度の導入	
	①	市が実施する工事等について、入札参加者の企業努力及び予算の効果的かつ効率的な執行に寄与することが期待できることから、「低入札価格調査制度」を令和3年度中に導入する。
<b>健康福祉局</b>		
20	「あまがさきし地域福祉計画」の推進	
	①	市社協の地域福祉推進計画と連携した第4期地域福祉計画（市町村による成年後見制度利用促進基本計画や地方再犯防止推進計画としても位置付ける）の策定を行う。
	②	高齢者等の見守り活動については市社協と連携し、新たな支援者の発掘と組織化に向けて取り組む。
	③	要支援者システムを活用し、災害リスクの高い避難行動要支援者を把握し、5地区において試行的に個別支援計画の作成支援を行う。
21	重層的支援体制の検討及び構築	
	①	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため「(1)相談支援」「(2)参加支援」「(3)地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制を構築する。
	②	ひきこもり相談支援について、いくしあとの連携を推進しながら必要となる支援を進めるとともに、民間事業者に研修派遣した職員の知見を活用しながら、重層的支援体制におけるアウトリーチ事業を含めた効果的な支援体制の整備を進める。
22	介護予防・認知症対策の推進	
	①	老人福祉工場の事業見直しや、高齢者ふれあいサロン活動団体の支援強化、在宅高齢者等あんしん通報システム事業の利用促進を行う。
23	健康ふれあい体育館及び身体障害者福祉会館等のファシリティマネジメント計画の推進	
	①	（仮称）武庫健康ふれあい体育館は、令和6年度からの供用開始に向け、タウンミーティングを実施し、市民等に体育館の概要説明等を行うとともに、意見を参考に具体的な実施事業の検討を行う。
	②	身体障害者福祉会館の移転改修工事に併せて、情報支援を含めたバリアフリー改修を行うとともに、身体障害者福祉会館及び身体障害者福祉センターの指定管理者との検討会議を設置し、両施設の機能を活用した情報・コミュニケーション支援の充実や連携に向けた協議を進める。
	③	他の公共施設等への機能移転の対象とされた障害福祉サービス事業所（あぜくら分場・あいあい分場）について、運営法人の意向や運営状況等も十分に考慮しつつ、引き続き機能移転に向けた協議を進める。

	休日夜間急病診療所の施設更新	
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 休日夜間急病診療所について、早期の移転・施設更新を進める。</li> <li>② 公募型サウンディング調査により民間事業者の意見を聴取しつつ、庁内で協議し、施設更新に向けた方針を決定していく。また、施設レイアウト及び運営手法についても、安全に安心して利用できる施設となるよう、関係団体と協議を進めていく。</li> </ul>	
	ヘルスアップ尼崎戦略事業の推進・健康支援の推進	
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ヘルスアップ尼崎戦略推進会議において、エビデンスに基づく施策・政策目標をあらためて設定することで、達成状況を共有できる仕組みを構築する。</li> <li>② ヘルスアップ尼崎戦略推進会議の介護予防部会を中心に、既存の事業において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する。また、高血圧ゼロのまち推進として、血圧に関心を持つ市民や血圧を継続して測定する市民の増加に向けた普及啓発とその仕組みづくりに努める。</li> <li>③ 医療関係及び各地域課、地域団体等との連携強化に取り組むこと等で効果的な健診受診率の向上対策の再構築を図る。</li> </ul>	
	たばこ対策推進事業	
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 尼崎市たばこ対策推進条例に基づき、歩きたばこや吸い殻のポイ捨て、受動喫煙のないまちを目指して、主要駅における巡回啓発・職員による指導の実施を行うとともに、引き続き、地域と一体となった啓発活動に取り組む。</li> <li>② 健診や保健指導などを通じて、受動喫煙による健康影響の啓発と喫煙者には禁煙の支援を継続して実施していく。</li> <li>③ 健康増進法及び兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例の改正に伴い、更なる受動喫煙防止に取り組むなかで、法令等の違反に対しては、吸い殻入れの撤去などについて強く要請する。また、新たな路上喫煙禁止区域の指定や喫煙所の整備などにも取り組む。</li> </ul>	
	アスベスト対策に関する取組	
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和 2 年度からの環境省の委託事業である「石綿読影の精度に係る調査事業」を継続して実施する中で、恒久的な健康管理制度の構築に向け、その在り方について検討するとともに、他都市と意見交換を行う。また、必要に応じて他都市と連携し国へ意見を述べる。</li> <li>② 甚大なアスベスト健康被害を受けた本市として、アスベスト問題を風化させないよう、機会を捉え、啓発事業に取り組む。</li> <li>③ 平成 27 年度から大阪大学が取り組んでいる「疫学調査」の結果が正式に発表された後、わかりやすく市民へ情報提供を行う。</li> <li>④ 石綿の健康影響の実態を継続して追跡するため、本市独自で実施している中皮腫死亡小票調査(平成 28 年から平成 30 年まで) のとりまとめを行う。</li> <li>⑤ 石綿健康被害救済制度の充実について、令和 3 年度に救済制度の見直しを検討することから、国に対し意見を述べる。</li> </ul>	
	新型コロナウイルス感染拡大防止等に係る対策の推進	
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 1 人でも多くの市民が安心して接種できるよう、円滑なワクチンの接種に努める。</li> <li>② 感染拡大の傾向を迅速に察知し、集団感染への早期対応につなげるとともに、感染予防に対する啓発を行う目的で、高齢者施設等における無症状の一定割合の従事者に対し、2 週間に 1 度、戦略的サーベイランスとして PCR 検査を実施する。</li> <li>③ 感染状況に応じた保健所の体制を整備する。</li> <li>④ しごと・くらしサポートセンターについて、コロナの影響による新規相談者の急増に対応するとともに、継続的な就労支援ができる相談支援体制を整えることで、安定運営を図り、生活困窮者支援対策を推進させる。</li> </ul>	○ ○ ○ ○
<b>こども青少年局</b>		
	子どもの育ち支援センター（いくしあ）及びユース交流センター（あまぼーと・アマブラリ）の運営	
29	<ul style="list-style-type: none"> <li>① コロナの影響により児童虐待のリスクが高まっているため、子ども食堂や食材の提供等を行う民間団体など、様々な地域ネットワークと連携し、家庭訪問や食事の提供・学習支援等を行い、見守りを強化する。</li> </ul>	○

	<p>② 中学校卒業後に進学も就職もしていない者やつまずきがあった者、高等学校中途退学などでひきこもり気味の青少年などに対する支援として、職員の派遣研修の成果を踏まえ、当事者会の充実や継続的なアセスメントなどを実施する。</p> <p>③ 児童相談所の設置に向け、いくしあと一体的かつ効果的な運営を行うため、「尼崎市児童相談所設置基本計画」を策定する。また、兵庫県子ども家庭センターへの職員6人の研修派遣により、県児童相談所との連携強化及び知識・経験の習得を図る。</p> <p>④ ユースワークの視点を取り入れた青少年の居場所づくり等を推進する中で、オンラインイベントや尼崎大学とのコラボ事業のほか、ユースカウンスル事業などに取り組む。また、サテライトとして、生涯学習プラザ等を利用した居場所づくりを関係局と連携し進める。</p> <p>⑤ ヤングケアラーについて、国のアンケート分析結果や他都市の先進事例を参考にすることで、具体的な支援方法を検討し、実施する。</p>	
30	<p>いじめ・体罰の根絶に向けた取組の強化</p> <p>① 子どもの権利擁護のための第三者機関「子どものための権利擁護委員会」について、令和3年7月に開設し、適切な運営をサポートしていく。</p> <p>② 子どもの人権侵害に関するアンケートを実施し、教育委員会と連携しながら体罰等の人権侵害の事実確認や調査等を行い、状況改善に向けたPDCAサイクルを確立する。</p> <p>③ 市・教育委員会・学校における「いじめに対する共通理解」の一層の浸透を図り、総合教育会議やいじめ問題対策連絡協議会等での議論を踏まえた、実効性のあるいじめ防止対策を進める。</p>	
31	<p>待機児童解消に向けた取組の加速</p> <p>① 新卒保育士、潜在保育士等の就職支援や、保育所等への保育士の雇用支援、市内で働く保育士に対する相談支援等を行う「(仮称)保育士・保育所支援センター」を関係機関との連携の下、令和3年10月に設置するとともに、その効果検証を行う。</p> <p>② 保育士に係る就労支援金、奨学金返済、宿舍借り上げ等の給付支援を引き続き行うとともに、保育実践に関する研修の実施や就職フェア(令和3年8月予定)の開催等に取り組む。</p> <p>③ 保育ニーズが高く供給量が不足している地域において、認可保育所と小規模保育事業所の設置運営者の公募や、老朽化の進む保育施設の建替え、公立保育所の民間移管などにより、令和4年4月までに260人の定員増に取り組む。</p>	
32	<p>学びと育ち研究所の運営</p> <p>① 子ども一人ひとりの状況に応じ、実社会を主体的に生きていく力を伸ばしていけるように設置した「学びと育ち研究所」において、ヤングケアラーなど新たなテーマについてもデータの収集・分析による研究や教職員と連携した実践型の研究を進める。</p> <p>② コロナに対する学校等の対応に伴う子どもへの影響について、引き続き、データを整備・分析し、他の感染症の流行時に活用できるよう備えるとともに、GIGAスクール構想の実現に向けたICT等を活用した学習モデルに伴う影響について分析する。</p>	○
<b>経済環境局</b>		
33	<p>地域経済の回復に向けた取組(新型コロナウイルス感染症への対応)</p> <p>① 電子地域通貨「あま咲きコイン」の本格導入及びポイント還元事業を実施し、キャッシュレス推進とコロナの影響により落ち込んだ地域経済の消費喚起を図る。また、利便性を向上するとともに、登録店舗数、稼働店舗数及び利用者の増加を図り、将来的に自走化できる仕組みを構築する。</p> <p>② コロナの影響を受けた製造業の小規模事業者に対し、設備導入等にかかる費用を補助する。</p> <p>③ 従来のシステムを再構築し、ウィズコロナ・ポストコロナ社会を見据え、利用者からのオンライン手続や情報を一元化したポータルサイトを令和4年1月に本格稼働する。</p> <p>④ コロナ禍の中で、地域経済回復、活性化を支援するため、その時々々の社会情勢に応じ国・県との連携そして補完を基本に適宜適切な産業支援策を実施していく。</p>	○ ○ ○ ○
34	<p>雇用就労支援の推進</p> <p>① ハローワーク等の関係機関や大学等と連携を図り、南北くらしサポートセンターや外国人総合相談窓口と一体的な支援体制を構築する。また、コロナ禍で離職を余儀なくされた方等の早期就労に向け市内企業とのマッチング機会の創出に努めるなど支援を実施する。</p>	○

気候非常事態宣言の表明と脱炭素社会の実現に向けた取組の推進	
35	① 地球温暖化による危機を市民や事業者と共有し、その危機を乗り越えるため、2050年までに脱炭素社会の実現を目指して気候非常事態宣言を表明する。あわせて「尼崎市地球温暖化対策推進計画」について、2030年度のCO2削減目標を見直す。
	② 市民等が自由に利用できる給水スポットを市内に100ヶ所程度整備することで、マイボトルの普及を通じたプラスチックごみの削減を図る。
	③ 「地域通貨を活用したクールチョイスの推進事業」については、SDGs「あま咲きコイン」と統合することで市民等のさらなる行動変容を促進する。
	④ 「あまがさき環境教育プログラム」を各小学校で広く実施することで脱炭素行動をとる市民を育成する。また、プログラム未実施校も含め、環境教育の効果検証を行う。
	⑤ エネルギーの地産地消を推進し、市内事業者等の再生可能エネルギー等への転換を促進する。あわせて、公共施設での再生可能エネルギー利用率向上に向けたロードマップ作成の協議を進める。
情報共有ツールのあり方と会議体の再構築についての検討	
36	① 本市の産業や環境及びSDGsの取組について、市民等に分かりやすく、広く活用することを目的とした冊子等のツールを作成し、市民、事業者及び庁内関係課等と情報共有し、施策間連携に取り組む。
	② 地域経済の持続的な発展と市民生活向上への寄与を目的として、産学公融ネットワーク、産業関係団体及び事業者等が連携して産業の振興等に関する施策を推進するために、既存の会議体を整理し外部評価の仕組みを再構築する。
<b>都市整備局</b>	
個性豊かで多様なまちとしてのブランディングの推進	
37	① 鉄道駅や商店街などを活かしたまちのブランディングを推進するため、地域ごとの特色を活かした施策を具体化し実施していく。
	② 尼崎だから実現できる自分らしい暮らしぶりを発信していく。
	③ 阪急塚口駅南駅前広場において、居心地が良く歩きたくなる空間整備を行うために、官民連携による公共空間の利活用に関する社会実験を実施する。
良好な住環境の保全・形成	
38	① 防災街区整備地区計画区域において、住宅等の建替え時に敷地後退によって道路空間がより適切に確保されるよう制度の見直しを行う。また、市域全域においても同様の取組が可能かどうか検討する。
	② 利用状況や形態が公道と類似している私道の照明等に対して、助成制度の創設に向けた取組を進める。
	③ 良質な住宅・住宅地を誘導するために、土地利用が決まる前段階で、民間事業者等に情報提供を求めるなど、敷地規模等に応じた柔軟な協議の場や仕組みづくりを目指す。
インフラ・市営住宅の適正管理	
39	① 社会インフラについて、優先順位を付けて維持補修を計画的に実施するとともに、補修予定等の見える化を検討する。
	② 市営住宅自治会の共益費の徴収方法について検討する。
	③ コロナの影響に伴う市営住宅の一時利用など公募不可の空家の利活用を行う。
総合的な空家対策の実施	
40	① 空家にかかる実態変化の調査結果を踏まえ、これまでの取組を総括するとともに今後の方向性を検討し、空家等対策計画を改定する。
	② 特に危険度の高い空家の敷地にかかる固定資産税等の軽減措置を除外する取組の検討を進める。
阪神球団誘致に係る小田南公園周辺の再整備	
41	① 市南部の活性化や小田南公園未供用区域の有効活用を図るため、民間資金を活用し、2軍ファーム施設を小田南公園に誘致するとともに、小田南公園を中心に周辺施設をリニューアルする。
	② 小田南公園周辺の再整備を実現するために地区計画等を策定する。

	③ 広告料収入を公共施設等の維持管理費用に充てるため、公共施設等にも非自家用広告物等の表示等ができるよう屋外広告物条例等による規制制度の見直しを行う。	
<b>消防局</b>		
42	人事交流による職員の資質向上	
	① 今後のNATS構成市（西宮市・尼崎市・豊中市・吹田市の隣接する中核市4市）との連携を見据え、先行して豊中市と試行的に人事交流を行う。 ② 豊中市に職員派遣を行い尼崎市・豊中市相互の取組を共有する中で、本市にはない豊中市の強みを学ぶ。	
43	予防体制の充実強化（消防法令違反是正の促進）	
	① 防火対象物に対して立入検査を実施するとともに、消防法令違反については徹底した違反処理を実施する。（是正率の向上） ② 予防研修計画に基づき、引き続き予防査察体制のさらなる充実を図る。	
44	救急車適正利用の推進	
	① 大手前大学とのコラボレーションにより、救急車適正利用に関する動画を新たに作成し、広く市民へ周知する。 ② コロナの感染状況を踏まえつつ、引き続き救命講習を含めた予防救急（高齢者の屋内転倒等）に取り組む。	○
<b>教育委員会事務局</b>		
45	ICT活用等による学力向上に向けた取組	
	① 各校にICT教材を導入し、効果的・効率的な学習を進めるとともに、中学校版学力向上の手引きに基づき、授業の質的改善及び基礎学力の向上を図る。 ② 各校でICT活用を推進する体制を整備するとともに、ICTを活用した授業方法に関する先進的な研究を進め、教職員のICT活用指導力向上を図る。	○ ○
46	こどもの安全・安心を守る取組	
	① いじめ・体罰根絶に向け、教職員への研修を実施するとともに、「体罰等防止ガイドライン」に基づいて、再発防止のための取組を着実に進める。 ② 不登校児童生徒の通う教育支援室を2か所から3か所に増設するとともに、市内全域の子どもの対象にオンライン学習支援をモデル的に実施する。	○
47	地域とつながる市立高校改革の推進	
	① 尼崎高等学校体育科の専門科目について、新カリキュラムを実施するとともに、地域スポーツの拠点として、地域に開かれた学校づくりに取り組む。 ② 尼崎双星高等学校において、学科ごとの特性や市立高校の強みである地域とのつながりを活かし、新たに地域課題解決型学習を展開する。	
48	就学前教育のあり方の検討	
	① 「尼崎市立幼稚園あり方検討会」を設置し、今後の市立幼稚園の果たすべき役割や教育内容の充実策、効果・効率的な運営体制を検討する。	
49	中学校給食の実施	
	① 事業者と連携し、引き続き、学校給食センターの施設整備を進め、完成後は、運営シミュレーションなどの開業準備を行う。 ② 学校とも連携し、教員向けの研修会の実施や昼休み時間の変更などの運用面における受入れ体制の構築を計画的に推進する。	
50	文化・教養にかかる教育の充実	
	① 歴史博物館において、尼崎の歴史や文化財に関わるテーマで特別展を開催する。 ② 図書館において、電子書籍を導入し、非来館型サービスを実施するとともに、多様な人々の情報・交流拠点としての役割強化に向けた検討を進める。	○



公営企業局		
51	「あますいビジョン 2029」を基にした「あますい実施計画」の着実な事業実施	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市内最大の幹線管路である 10 号配水本管の更新に着手するとともに、災害時の水圧確保のための配水ブロック化については、令和 7 年度を目途とする 20 ブロック化のうち、今年度は、地盤が高く水圧が低い市北西部地域で 1 ブロック化を実施し、7 ブロックを完了させる。</li> <li>② 阪神水道企業団の猪名川浄水場の一部施設が余剰となることから、工業用水道での活用を近隣事業体と協議するとともに、園田配水場のあり方も含めて、令和 4 年度中に結論を出すべく検討を進める。</li> </ul>	
52	「尼崎市下水道ビジョン」に沿った事業運営及び次期ビジョンの策定	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 武庫分区における雨水貯留管の整備について、詳細設計、発進立坑用地での事前整備を行う。</li> <li>② 次期ビジョンにおいて、下水道施設の建替えや災害への対策等を考慮した持続可能な下水道の方向性を示していく。</li> </ul>	
53	「尼崎市ボートレース事業経営計画」に沿った事業運営及び計画の中間見直し	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① コロナ対策に取り組み、安心・安全なレースを開催する。また、大規模施設改修の完了の機を捉えて、電話投票の発売の重点化などにより、売上向上に努める。</li> <li>② 経営計画 3 年目である令和 3 年度中に、施設整備への投資計画、運営のあり方、一般会計への繰出しルール等についての中見直しを行う。</li> </ul>	○
54	防災力向上の取組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 応急給水栓を 19 箇所整備し、令和 8 年度までに避難所等に応急給水拠点 79 箇所を設ける。</li> <li>② マンホールトイレを 12 箇所整備し、令和 13 年度までに避難所となっている学校に整備する。</li> <li>③ 包括連携協定を締結した関西国際大学と連携し、応急給水栓並びにマンホールトイレの設置訓練等を実施し、地域の防災力の向上に取り組む。</li> </ul>	
議会事務局		
55	新型コロナウイルス感染拡大下における対応	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 現在、「尼崎市議会 BCP」に基づき尼崎市議会災害時連絡本部を設置しており、引き続き当局との情報交換、議会内での対応の検討について、必要に応じて対応を行う。また、議員への速やかな情報提供を行う。</li> <li>② 感染の局面・段階に応じて本会議・常任委員会等の会議の運営についてその都度協議し、柔軟に対応する。また、適時提案される当該感染に関連する議案を速やかに審査できる日程の確保等を行う。</li> </ul>	○  ○
56	議員改選への対応	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事前に例規・先例集作成等の改選に係る事務やタブレットの切り替え作業を行う。改選後は初当選議員説明会等を実施するとともに、議員研修会についても当局と協力して実施することにより、円滑な議会運営を目指す。</li> <li>② 会派の結成状況を踏まえ、議員控室の整備を行う。</li> </ul>	
57	議会の機能強化及び改革	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 議会基本条例第 14 条に基づく議会の機能強化及び改革の推進に係る検討の場として議会改革検討委員会を設置している。今期、各会派から提案された検討事項については、既に検討を終えているため、改選後、新たに検討事項を募り、検討する。</li> <li>② 改選後、議員が付属機関に委員として参画しないこととなっており、見直しにあたり、議員に対し傍聴枠の確保や答申等の重要な節目では委員協議会へ報告すること等が示された。今回の見直しが円滑に機能するよう努める。</li> <li>③ 議会運営に係る見直し等について、当局と連携して検討を進めていく。</li> </ul>	
58	政務活動費に係る対応	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 政務活動費に係る議会と市長との関係を明確にするために、条例・規則等の構成を全体的に見直す。</li> </ul>	

	<p>② 令和元年度維新の会ホームページに係る住民訴訟に対し、議会として対応を検討する。</p> <p>③ 政務活動費を活用した会派広報紙について市長から議会に対し要請のあった2点（市民への説明責任及びホームページのあり方・基準）については、裁判の動向を考慮した上で、対応していく。</p> <p>④ 政務活動費交付申請等に係る諸様式への押印について、行政管理課作成の「押印見直しの考え方」に基づき見直しを図る。</p>	
--	--	--